

宮古市商業振興ビジョン

「実行計画」

(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

令和7年3月

岩手県宮古市

宮古市商業振興ビジョン「実行計画」

1 策定の趣旨

(1) 策定の目的

宮古市商業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、旧宮古市において商業の進むべき方向性と、これを達成するための基本的な方針を示すため、平成11年からスタートしました。

本市の商業・サービス業の事業所数は全体の5割、従業者数は、全体の3割を占め、水産業や観光など他の産業や、市民生活と密接に結びつく重要な産業の一つです。

本ビジョンでは、卸売業・小売業およびサービス業が本市の基盤産業として持続・発展していくため、社会情勢の変化や、地域の実情にあわせた振興策を示し、「宮古市総合計画」に掲げる「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を目指し、「活力に満ちた産業振興都市づくり」の実現に取り組んでいきます。

(2) ビジョンの性格

このビジョンは、宮古市総合計画（令和7年3月策定）を最上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の政策分野別の実行計画（※）として、商業分野の重点事業（コア・プロジェクト）を定めるものです。

具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

また、国、県及び関係機関に対しては、このビジョンの積極的な支援、協力を要望するとともに、事業者・産業関係団体等に対しては、誘導指針として協力を要請するものです。

(3) 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

宮古市総合計画

＜分野別基本施策＞

活力に満ちた産業振興都市づくり

宮古市産業立市ビジョン

宮古市農業振興ビジョン

宮古市林業振興ビジョン

宮古市水産振興ビジョン

宮古市商業振興ビジョン

宮古市工業振興ビジョン

宮古市観光振興ビジョン

宮古市港湾振興ビジョン

※政策分野別の実行計画

宮古市産業立市ビジョンでは、政策分野計画として「農業」「林業」「水産」「商業」「商業」「観光」「港湾」の7つの実行計画を位置づけます。

2 目標指標・目標値

宮古市総合計画（前期基本計画）の部門別計画において、次のとおり商業分野の「目標指標・目標値」を設定しています。

指標	参考値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (R11)
① 卸売業・小売業の年間商品販売数 (百万円)	—	(R3) 114,275	100,000
② 商工会議所会員数（卸・小売・サービス業） (人)	731	836	750
③ 市内の新規創業者数 (件)	(H30)4	9	15
④ 中心市街地商店街の営業店舗数 (件)	—	132	130
⑤ 中心市街地での平日歩行者交通量 (市道末広町線) (人)	597	433	597
⑥ 経営指導件数 (件)	4,606	3,542	3,200

※目標値の考え方

- ① 人口減少、高齢化による購買意欲の低下、大型店の出店、インターネットや通信販売の普及などによる売上が減少していることから、年間商品販売額の減少に歯止めをかけるもの。
 - ② 会員数の維持を目指し、令和6年度目標と同数とするもの。
 - ③ 空き店舗の有効活用を図る事業を展開し、新規創業者数を増加させるもの。
- ※ 中心市街地のみではなく市全体の新規創業者数を目標とするもの。
- ④ 事業承継や新規創業の支援により、中心市街地エリアの立地店舗数を維持するもの。
 - ⑤ 宮古駅前地区及び中心市街地周辺の取り組みにより、末広町での歩行者交通量が増加し、賑わいが形成されることを目指すもの。
 - ⑥ 過去の参加実績値を毎年度の目標値とするもの。

3 重点事業（コア・プロジェクト）

このビジョンを実行するため、具体的に取り組む施策を重点事業（コア・プロジェクト）と位置づけ、次のとおり示します。

重点事業1.「魅力ある商業活動の推進」(SDGs⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑯)

項目	事業内容
魅力ある 商店街づくり 事業	■ 商店街振興組合等と連携しながら、地元にも愛される商店街づくり、商業集積地の振興活動を支援する (1) 空き店舗の利活用を推進する

事業	成に係る支援を実施する (1) 融資制度 ・金融機関、保証協会、岩手県等と連携し、「宮古市中小企業振興資金融資制度」等支援を行なう (2) 経営相談 ・金融機関、岩手県、商工団体等と連携し、コンサルタント派遣等支援を行なう (3) 専門家相談 ・商工団体と連携し、専門家相談等支援を行なう (4) 事業承継マッチング支援 ・岩手県事業承継・引継ぎ支援センター（盛岡商工会議所）と連携し、事業承継支援を行なう ・商業振興対策事業費補助金により、承継時の必要経費の一部を支援する
新規事業支援事業	■新規創業者の事業定着を促進するとともに、事業の拡充や、第二創業を行う事業者に対し、支援を実施する (1) 創業スクール ・金融機関、商工団体と連携し、新規創業者の人材育成と事業計画書作成支援を行う (2) 商業振興対策事業費補助金 ・新規創業者に対し3年間の家賃補助と、開業資金の一部補助を行う (3) 新規創業者ネットワーク形成 ・市内の新規創業者同士のネットワーク形成や、創業後の課題解決を目指し、情報交換やメーリングリスト等ネットワーク形成の機会を設ける

4 施策の推進

施策の推進にあっては、宮古市産業振興条例（平成28年3月28日、条例第21号）に示す基本理念に基づき、市、事業者、産業関係団体及び市民の相互協力により推進していきます。

また、具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、産業振興施策を推進するため、「宮古市産業立市ビジョン策定委員会」委員や学識経験者などで構成する「宮古市地域経済活性化連携会議」において、毎年度、これら計画や予算等について進行管理・実績評価、意見交換を行っていきます。

資料

「宮古市商業振興ビジョン」の実績検証（令和6年5月）

1 計画の期間

令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までの3年間

2 基本目標（数値目標）の実績

卸売業・小売業の事業所数、就業者数は、ともに減少傾向にある。

また、年間商品販売額は、1事業所あたり、就業者1人あたりとも目標値を達成している。

これは、令和2年度以降、事業者に対して国・県・市等が実施した新型コロナウイルス感染症対策の各種支援策に伴い、建築材料卸売業と機械器具卸売業が好調であったことが挙げられる。

今後、経営者の高齢化による廃業の増加と道路交通網の整備による購買者の流出を防ぐため、「事業承継」支援と、「魅力ある個店」および「商店街等組織の育成」が課題である。

基本目標	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)※4	目標 R6
卸売業・小売業の年間商品 販売数（百万円） ※1	—	—	114,275	—	—	120.3	95,000
商工会議所会員数 （卸・小売・サービス業） （人）	731	760	771	849	836	111.5	750
中心市街地への新規創業 者数（件） ※2	5	6	6	4	4	26.7	15
経営指導件数（件） ※3	4,606	4,740	4,418	4,054	3,542	88.6	4,000

※1 卸売業・小売業の年間商品販売数：「経済センサスー活動調査」による

※2 中心市街地：新川町、向町、大通、末広町、栄町、和見町、保久田、黒田町、新町、本町

※3 経営指導件数：宮古商工会議所受付分

※4 達成度(%)は、目標値に対する直近の公表済実績値によるもの

資料

○宮古市産業振興条例

平成 28 年 3 月 28 日 条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業関係団体 商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

(基本方針)

第 4 条 市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- (1) 事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- (2) 事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- (3) 事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。
- (5) 市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

(市の役割及び責務)

第5条 市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

2 市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

3 市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

（事業者の役割及び責務）

第6条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるものとする。

2 事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

3 市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

（産業関係団体の役割及び責務）

第7条 産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第8条 市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

（産業の振興に関する意見交換会の開催）

第9条 市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

（補則）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料

宮古市工業振興ビジョン策定委員会要綱

平成 27 年 6 月 12 日 告示第 116 号

改正 平成 27 年 7 月 24 日 告示第 151 号

(設置)

第 1 条 宮古市工業振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市工業振興ビジョン策定委員会を置く。

(組織)

第 2 条 宮古市工業振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の役職員
 - (3) 公募による者
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から宮古市工業振興ビジョンの策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、産業振興部産業支援センターにおいて処理する。

(補則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。
- 2 宮古市工業振興ビジョン策定委員会要綱（平成 22 年宮古市告示第 155 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

宮古市商業振興ビジョン策定委員会 委員名簿

(任期：令和6年7月18日～策定完了まで)

No.	役職	所属等	職 名	氏 名	備 考
1	委員長	宮古市末広町商店街振興組合	理事	山崎 幸穂	(有)山清商店
2	副委員長	宮古商工会議所	青年部長	大越 亮一	伊手屋電機(有)
3	委 員	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	所長	大内 毅	
4	委 員	宮古市社会福祉協議会	所長	中崎 さつき	
5	委 員	宮古市中央通商店街振興組合	専務	佐藤 功	
6	委 員	大通一丁目商店会	会長	大森 進	
7	委 員	宮古地域の事業者	スガタ家電	菊地 理恵子	
8	委 員	田老地域の事業者	山長商店	山本 悦治	
9	委 員	新里地域の事業者	丸坂商店	門坂 知実	
10	委 員	川井地域の事業者	(株)川井産業 振興公社 総務課長	藤田 ルリ子	
11	委 員	協同組合 宮古市魚菜市场	事務局長	坂下 隆一	
12	委 員	公募委員		佐香 英一	元 宮古市末広町 商店街振興組合 理事長

(敬称略)